

都道府県レクリエーション協会 事務局長 様

平素は大変お世話になっております。

新型コロナウイルス感染症につきまして、スポーツ庁より情報共有の旨連絡がありましたのでご連絡致します。

(以下原文)

=====

昨日、第 25 回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、新型コロナウイルス感染症への水際対先の根本的強化に向けた新たな措置追加として、以下の項目が4月3日午前0時から、実施されることとなりましたので情報共有させていただきます。

#### ○入国拒否対象地域の追加(法務省)

入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、以下 49 各国・地域の全域を指定。14 日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする。

(注)アルバニア、アルメニア、イスラエル、インドネシア、英国、エクアドル、エジプト、オーストラリア、カナダ、韓国、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、シンガポール、スロバキア、セルビア、タイ、台湾、チェコ、中国(香港およびマカオを含む。)、チリ、ドミニカ国、トルコ、ニュージーランド、パナマ、ハンガリー、バーレーン、フィリピン、フィンランド、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ポーランド、マレーシア、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス、ラトビア、リトアニア、ルーマニア

※本措置を受け、入国拒否を行う対象地域は、合計で 73 各国・地域となります。

※実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者も対象です

※4月3日午前0時から当分の間実施

#### ○検疫の強化(厚生労働省)

(1)14日以内に、上記の入国拒否対象地域に滞在歴のある入国者について、PCR検査の実施対象とする。なお、本措置の以前に入国拒否対象として指定された地域に14日以内に滞在歴のある入国者についても、これまでの運用と同様に、PCR検査の実施対象とする。

(2)すべての地域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請。

※(1)については、4月3日午前0時から当分の間実施

※(2)については、4月3日午前0時以降に本邦に来航する飛行機又は船舶を対象とし、4月末日までの間実施(更新可)

○到着旅客数の抑制(国土交通省・外務省)

検疫の適切な実施を確保するため、外国との間の航空旅客便について、減便等により到着旅客数を抑制することを要請。ただし、帰国を希望する在外邦人や海外渡航者の円滑な帰国のため、情報提供や注意喚起を含め、適切に配慮。

4月3日午前0時から4月末日までの間実施(更新可)

○査証の制限等(外務省)

(1)上記の国・地域を除く全ての国に所在する日本国大使館又は総領事館で4月2日までに発給された一次・数次査証の効力を停止。

(2)上記の国・地域を除く全ての国・地域に対する査証免除措置を順次停止。

(3)上記の国・地域との間のものを除く全ての APEC・ビジネス・トラベル・カードに関する取決めに基づく査証免除措置の適用を順次停止

※ これまでに決定した査証制限等の措置が適用されている国・地域については、その措置を4月末日までの間、引き続き実施する。

※ 4月3日午前0時から4月末日までの間実施(更新可)

これまでご参照いただいていた、官邸のページはまだ更新されておりましたが、外務省のページは更新されておりますので、ご参照ください。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2020C046.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C046.html)

感染症危険情報の情報は、こちらで確認できます。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo\\_2020T084.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T084.html#ad-image-0)

貴団体におかれましては、イベント・会議等の関係で、該当地域への渡航予定がありましたらご留意頂くとともに、各加盟・関係団体等に対しても周知いただきますようお願いいたします。

よろしく申し上げます。

(公財)日本レクリエーション協会 総務部